

# 「美しい愛知づくり基本方針」(案) に対する

## パブリック・コメントの結果について

「美しい愛知づくり基本方針」について、県民意見募集制度(パブリック・コメント制度)に基づき、平成17年11月17日～12月16日まで、県民の皆様からの多くのご意見をいただき、誠にありがとうございました。

ご意見についての結果と反映については、次のとおりです。

### 1. 「策定の背景と目的」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
1	目的等には、なぜ、今、景観基本方針を見直さなければならないのか。また、景観は社会や我々の生活にどんな影響を及ぼすのか等を記述しておく必要がある。	近年の社会経済状況の変化、また人々の意識やライフスタイルの変化、さらには企業における積極的・主体的な景観形成への取組みが行われつつあるなかで、国は「美しい国づくり政策大綱」を策定し、また「景観緑三法」を整備しました。一方、愛知県では、中部国際空港の開港や愛・地球博の開催等を契機として、環境や景観に対する関心が高まっています。こうした状況を受けて、今、愛知県における景観基本方針を見直す必要があることを、「序章-1. 策定の背景と目的」に記述しています。 一方、景観が社会や我々の生活に及ぼす影響については、「第2章-1. 基本的な考え方」で、「良好な景観は、潤いと安らぎのある生活環境の創造に欠くことのできないもの」「訪れる人々に地域の魅力を感じさせ、人々の交流の促進にも大きな役割を担う」こと等を記述しています。

### 2. 「『美しい愛知づくり』に関する新しい7つの視点」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
2	新しい7つの視点については、以下のような表記をしてほしい。 1. 都市景観形成及び農山漁村(郊外)景観形成へ 2. 景観緑三法の制定による自然景観保護 3. 環境という名もとの景観破壊を防止 4. 超高齢社会の到来を見据えた景観形成 7. 住民が決定権を持つ景観の維持	景観緑三法の制定により取り組むべき景観形成は、自然景観保護だけでなく、屋外広告物等も対象となるなど、総合的な景観形成を推進していくことが目的となっています。 提案いただいた内容は、目的が狭い範囲で限定されたものが多いように思われます。「序章-2. 『美しい愛知づくり』に関する新しい7つの視点」では、昨今の社会経済状況を的確に捉えるとともに、新たな視点を広範囲から捉えて位置づけるようにしています。

### 3. 「愛知県の景観特性」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
3	16 頁の課題（現在は「問題点」）について、画一的、無個性な市街地景観が形成された原因は、「緑化を含めた景観への配慮」の欠如ではなく、昔ながらの特徴や地域性・地域らしさ、地域コミュニティの希薄化によるところが大きいと、「地域性・地域らしさ」といった語句を採用すべきである。またもう一つの課題（現在は「問題点」）では、景観に対する意識の低さをいうのではなく、地域景観・都市景観など公共的・トータル的な視点や意識の低さが問題となっているという記述とすべきである。	題名を「無秩序な開発による雑然とした住宅地の景観」とし、その内容を「基盤整備が不十分な場所で、無秩序な宅地開発が進められることにより、一部の地域では、周囲の景観特性に調和しない雑然とした住宅地の景観が見られます。」としました。もう一方は、題名を「モラルの低下によるごみ等の散乱」とし、その内容を「モラルの欠如による、ごみやタバコのポイ捨て、落書き等によって、誰もが気持ちよく利用したい道路や公園等の公共空間における景観や環境が悪化しています。」としました。
4	「第 1 章-1.愛知県のあらまし」に景観につながる記述が少ない。	「第 1 章-1.愛知県のあらまし」は、愛知県の位置、面積、人口、産業、土地利用の基礎的な情報を掲載し、簡潔に愛知県の姿を把握してもらうためのものです。このため、特に景観に関する記述は行っていません。なお、愛知県の景観に関する特性等は、「第 1 章-2.景観特性」で整理しています。

### 4. 「基本テーマ」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
5	基本テーマの「未来につなぐ緑豊かな“美しい愛知”」は、緑のみに着目されすぎて、基本方針の自然景観、歴史景観、生活景観、産業景観の 4 つを包括するものとしてイメージできない。「総合的な取組み」の図(構成イメージ)に掲載されているように、自然景観が素地であることを追加説明することにより、歴史景観、生活景観、産業景観が生きてくるのではないかと。	「第 2 章-1.基本的な考え方」に、「自然」を素地とし、その上に「歴史」、「生活」、「産業」が生み出されたという認識を常に持ち、これら相互の調和を図ることが、美しい愛知を形成していく上で必要です。」という記述を追加しました。

### 5. 「基本目標」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
6	基本目標の提示が唐突すぎる。基本目標では、まずは、景観目標相互の関係を示した上で、それぞれの基本方針(目標)を明らかにした方が、基本テーマと基本目標の関係がわかりやすい。	「第 2 章-1.基本的な考え方」に、自然、歴史、生活、産業に関する内容を記述し「第 2 章-3.基本目標」を浮かび上がらす内容として、基本テーマから基本目標へのつながりを意識した構成としました。
7	「生活景観」の基本目標は、心の豊かさも大切であるため、「心の豊かさを映し出す『生活景観』」としてほしい。	ご意見のとおり、「生活景観」は、良好な景観が与える心の安らぎや癒しが大切であると考え、「心の豊かさを映し出す『生活景観』」～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～と修正しました。

8	「産業景観」の基本目標は、世界をリードする主体が「産業景観」であると読み取れるため、再考する必要がある。	ご意見のとおり、現在用いている「産業景観」の表記は、主語述語の関係等が不自然であるため、「『モノづくり』の活力が創り出す産業景観」～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～と修正しました。
9	「産業景観」の基本目標の、「世界をリードする」は競争をあおっているので、「明日を拓く」などの表現に変更してほしい。	
10	「多様な生物が共存する『自然景観』」についての説明は、「～変化に富んだ地形と生物多様性を支え、自然環境破壊を防止し、自然を復元します。～」としてほしい。	基本目標の表記については、愛知県の多岐に渡る景観の特性を網羅した平易な言葉で整理することも考えられますが、ここでは、あえて特出すべき愛知県の景観特性や、今後、愛知県が積極的に目指そうとする景観像を、景観目標の表記として用いました。 また、多くの人の耳に残り、イメージされやすい言葉を用いることで、基本目標、ひいては「美しい愛知づくり基本方針」の内容が、いつまでも心に残ることも期待して、現在の表記と分野を採用しています。
11	「歴史景観」の基本目標は、武家文化や近代化遺産に限定する必要はなく、「文化遺産が伝える『歴史景観』」としてほしい。	
12	「歴史景観」の基本目標は、町人文化等の他要素も多々あるため、「地域の履歴(或いは「先人の足跡」)が生きる『歴史景観』」としてほしい。	
13	基本目標の中に、中山間地の景観復活と整備の文言を入れてほしい。	
14	5 つ目の基本目標に「人間景観」を追加してほしい。	人に着目した景観形成を進めるという意見で、大変重要な視点であると考えています。 このことに関しては、自然景観、歴史景観、生活景観、産業景観の全てに必要な視点で、既にそうした視点の基に内容を記述しています。

## 6. 「基本方針」について

### (1) 「自然景観」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
15	農業や災害の観点からの取組みを行うことが必要である。	農業は捉え方により、様々な景観に分類できる要素であると考えています。基本方針では、生活と密接な関係を持っている要素として「生活景観」に分類し、また同時に、第一次産業としての位置づけから「産業景観」にも分類しています。 災害を減らすためには、地形や地質等から適正な土地利用を決定していくことが必要であると考えています。基本方針では、直接、災害に関することについては触れていませんが、「自然景観」の「地形」において、地形に着目することの大切さを記述するとともに、基本方針以外の各種計画への位置づけも促しています。
16	自然を残し、活かしていく景観づくりを行ってほしい。	「自然景観」は、単にその美しさだけでなく、多様な生物が共存する空間として、守

17	多様な生物との共存を強く位置づけてほしい。	り、育んでいくことを基本としています。また、人工的な要素との調和や、水と緑のネットワークを形成するなどの活用についても積極的に進めていく必要があると考え、「自然景観」の中に記載しています。さらに、生物多様性の環境づくりに着目し、これらの景観整備を行うことがより魅力ある自然景観の形成に繋がると考え、基本目標や基本方針等の各所に生物多様性の保全に関する内容を記述しています。
18	景観構成要素の中に「大樹」を取り上げて欲しい。	「大樹」は、地域の自然景観を構成する一つの資源として捉えることができるものです。地域の自然景観を彩る資源は、大樹の他にも様々なものがあります。基本方針に取り上げられていない各種の景観構成要素は、「自然景観」に示した考え方等を基に、その保全や活用を図っていくものとして捉えています。

## (2) 「歴史景観」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
19	歴史景観に関する情報発信を行うことが必要である。	資源を正しい形で後世に引き継ぎ、愛知の風格を継承していくためには、情報発信や、景観形成を重点的に行っていくことも必要であると考えています。具体的な方策等については、今後、関係する市町村等との調整を図りながら、進めていくことが必要であると考えています。
20	歴史景観を重点目標とすることが必要である。(2)	
21	個人所有物が歴史景観の対象となることに対して、相応の補助金等を準備する必要がある。	

## (3) 「生活景観」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
22	住宅地等の景観形成では、住み手の気持ちになって整備を進めていくことが必要である。	具体的な景観整備に関しては、個性ある身近な地域文化を守り、育むことを通じて、一般的なまちなみでの景観形成や、住み手の気持ちを第一に捉えた景観形成等に取り組んで行くことが必要であると考えています。このため、「生活景観」に「地域住民の発意が反映されるよう取り組んでいきます。」という言葉を入れ、その考えを示しました。
23	特別な建物等だけを対象とするのではなく、一般的なまちなみにも目を向けた景観形成を考える必要がある。	
24	車中心の道路整備ではなく、歩行者中心の景観整備を行うことが必要である。	景観形成は、地域の特性に応じて、自動車からの視点や歩行者からの視点等、様々な視点から取り組むことが必要であると考えています。このため、地域の実情を十分に把握した上で具体的な景観整備に取り組むことが重要です。
25	景観構成要素の中に「人」を取り上げて欲しい。	「人」は、捉え方によっては、景観を構成する要素の一つになるかもしれませんが。しかし、基本的に、「人」は眺められる対象ではなく、眺める主体であるため、基本方針の中で整理した景観構成要素の一つに位置づけることは適当ではないと考えています。

(4) 「産業景観」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
26	駅や公園等の公共の場におけるホームレスの問題を基本方針に入れる必要がある。	ホームレスの問題は、景観に関する大きな問題であると考えています。しかし、直接、景観に関する取組みとして取扱うのではなく、関係する部署との調整の中で解決していかななくてはならない問題であると考えています。
27	景観構成要素の「商業系」の中に、「劣悪な屋外広告物の撤去」について記述してほしい。	産業景観の魅力を損ねている代表的な要素に派手な色彩や電飾を用いた屋外広告物等があります。屋外広告物等に対しては、既存の屋外広告物条例の適切な運用はもちろんのこと、企業や事務所による自主的な規制等により整序していくことが必要であると考えています。「第2章-4.(4)の商業系」には、周囲の景観形成に良い影響を与える屋外広告物に対して表彰等を行い、魅力的な景観を点から線、そして面へ広げていく旨を記述しました。

(5) 「景観形成上の配慮点」及び全体について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
28	景観を捉える視点として、遠景、中景、近景の三要素を取り上げてほしい。	ご意見の主旨に基づき、「第2章-5.(1)景観形成の捉え方」において、遠景・中景・近景の考え方を整理しました。
29	第3章では、施策を主体別に整理するのではなく、地域の望ましい景観を実現するためにどのような手順が必要なのかを示し、その上で施策を展開していく必要がある。	具体的な計画を策定していく際には有効な方法であると考えます。しかし、今回の冊子は「基本方針」であるため、各種の景観構成要素の方向性は示すものの、景観形成の具体的な手順の表記までは行わないものとしています。 なお、今後、具体的な景観形成の手法等を示す計画書等の策定がある際には参考にします。
30	「総合的な景観形成」(現在、「景観形成上の配慮事項」に修正)において、「役割」「景観資源」「手法」に着目し、総合的な観点から取組むことは大切な視点であるため、その重要性を十分に記述しておく必要がある。	「第2章-5.(1)景観形成の捉え方」において、自然、歴史、生活、産業の4つに分類できる「景観(資源)」のそれぞれが、相互の調和を図っていくことの必要性を示しています。 また、「第2章-5.(2)主体別の主な取組み方」において、県民、市町村、県にそれぞれが担うべき「役割」を記述しています。さらに、景観形成を進めていく際の「手法」に関しては、総合的な観点から取組むことの必要性を、「序章-2.『美しい愛知づくり』に関する新しい7つの視点」の「2.景観緑三法の積極的な活用による景観形成」に掲載しています。
31	「各主体の連携による景観形成」で示されている「広域」「地域」「個人」のレベルの定義がはっきりしない。	「広域」「地域」「個人」の3つのレベルを、「身近な取組み」～「広域的な取組み」に修正しました。その中で、特に「広域的な取組み」に関しては、説明を加えました。

32	基本方針においては、具体的な対応例や施策例をあげて記述することが必要である。(2)	本冊は「基本方針」としてまとめているものです。具体例を示すことで、その事例のみが対応策の全てであると誤解されることを避けるため、具体例等の掲載は極力行わないこととしています。
33	「美しい愛知」と「健康な愛知」の両立を目指す必要がある。「健康」とは、犯罪や不安のない精神的な安堵の気持ち、公害を出しにくい、又は解決しながら美しさを形成していくというイメージである。	「健康な愛知」づくりを推進していくためには、犯罪を減少させることが取組みの一つとして考えられます。美しい愛知を追求することが、安全、安心な地域社会を形成し、健康的な愛知を作り上げていくことに繋がるものと考え、それに関する内容を「生活景観を阻害しているもの」に掲載しています。

## 7. 「連携・協働による景観形成」について

### (1) 「県民等の役割として望むこと」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
34	県民参画の場等、そこに住む住民の心も豊かにする取組みを通じて、景観に対する意識の向上を図ることが必要である。(2)	県民の景観に対する意識の向上を図ることに関しては、愛知県、市町村の、それぞれの立場から、様々な媒体を活用して取り組んでいくことが必要であると考えています。 このため、各種の取組みに関しては、「第3章-3. 県の果たす役割」や「第3章-2. 市町村の役割として望むこと」に掲載しています。
35	基本方針の情報発信による県民の意識向上(ホームページ、テレビ、ラジオ、シンポジウム等)を図る。	
36	愛知の観光についてPRする紹介事例をつくり、情報発信することが必要である。	
37	県民の「美化」等に対する意識の醸成を、教育を通じて行っていくことが必要である。(3)	
38	現状を維持し、散らかっているごみを無くすことが、最も美しい愛知づくりである。	身近な生活環境の中での美化活動が、景観形成を進める上での第一歩であると考えています。特に身近な所での景観を阻害する要因を取除いていくことが重要であると考えています。 このため、「第3章-1. 県民の役割として望むこと」には、一人ひとりが景観形成に一歩踏み出す取組みの実施に関する内容を掲載しています。
39	歩道に生えた雑草を取除くなどの身近なところからでも美しい愛知づくりは可能である。	
40	住みたくなるまちづくりの一環として、住民、児童等が中心となったビオトープづくりを進める。	
41	太陽光発電、風力発電の利用による安全で、クリーンな環境を形成することが必要である。	

(2) 「市町村の役割に望むこと」と「県として果たす役割」について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
42	もう少し具体的な内容や表現で記述する必要がある。例えば NPO 等との関わりなど。	「第3章-1. 県民の役割として望むこと」において、「県民」といった表現の中には、「住民、事業者、NPO等」を含め、自らが地域の景観形成を進める主役であることを認識することが必要なこと、また、その上で、景観形成に対して積極的に取り組むことの必要性を記述しました。さらに、事業者においては、企業の社会的責任(CSR)を推進する観点から景観形成に取り組むことの必要性についても整理しました。その他の具体的な取組みについては、箇条書きで整理しています。
43	一つのプランをつくる時には、県市町村が一体となって計画する必要がある。今後のプランづくりにはよく調整を取り合って進めてほしい。	景観形成は、愛知県だけ、また市町村だけで進められるものではありません。県、市町村、県民・事業者・NPO等のそれぞれが連携しながら、自らの役割を担っていくことが必要であると考えています。
44	資源の発掘を行うことが必要である。	県、市町村、県民・事業者・NPO等の相互協力等により、景観形成に関する資源を発掘し、指定することがより良い景観形成を進めていくうえで重要であると考えており、「第3章-3. 県として果たす役割」で、その内容を記述しています。
45	地域の特徴を情報発信して、地域の魅力を形成していくことが必要である。	地域の魅力を発掘し、かつ情報発信していくことは、地域での魅力的な景観形成を進めていく上で重要なことであると考えています。このため、「第3章-3. 県として果たす役割」において、「景観資源の発掘、指定、紹介」や「景観資源データベースの公開」等の取組みを位置づけています。また、「第3章-2. 市町村の役割として望むこと」でも、「地域の景観資源の把握」を位置づけ、地域住民等との協働による景観形成を推進していくことを整理しています。
46	現存する愛知県内の文化財の保存に努めるとともに、埋もれている文化財を発掘し、世に知らしめて全世界にアピールしていくことが必要である。	なお、文化財の保存に関しては、関係部署との調整により進めていくことが必要であると考えています。
47	屋外広告物の指導を行うことが必要である。	屋外広告物の指導や市町村に対する先進事例の紹介は、より魅力的な景観形成を進めていく上で必要なことであると考えています。このため、これらの取組みに対しては、「第3章-3. 県として果たす役割」に掲載しており、今後積極的に取り組んでいきたいと考えています。
48	県の役割として、県内外の事例を調査し、県内市町村へ情報提供することが必要である。	県の役割として特徴的なものに、広域景観の形成や、公共事業等における景観への配慮等が考えられます。これらは、「第3章-3. 県として果たす役割」に掲載しており、今後積極的に取り組んでいきたいと考えています。
49	県の役割において、県でなければできない規制や指導等を積極的に実施すべきである。	

## 8. 具体的な提案について

### (1) 安全面について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
50	景観形成も大切であるが、歩道の整備や高層ビル等に対する安全面からの取組みも必要である。(2)	安全な社会の形成は、住民が安心して暮らしていくために必要なことであると考えています。しかし、直接、景観に関する取組みとして取扱うものではなく、関係する部署との調整の中で解決していく問題であると考えています。
51	街灯を増やし、夜も安全なまちにすることが必要である。	
52	未舗装の駐車場(公営、民営)で、子供たちが小石や砂利を投げ合っている姿を見かけるが、場合によっては歩行者の目に当たり失明をも招きかねない。法律等を整備し、県内の駐車場は全て舗装を義務付けるべきである。また、駐車場が舗装していないのでは、美しい愛知とはいえない。	

### (2) 環境美化について

通番	ご意見	考え方・修正内容等
53	ごみのポイ捨て、空き缶の投棄、産業廃棄物の不法投棄等に対する法制の強化が必要である。(7)	具体的な環境美化に関する内容は、現実の問題として捉え、今後必要に応じて対応策を講じていく必要があると考えています。なお、これらの問題提起や提案内容等は、具体的な景観形成等を進めていく際の対応策の一つとして参考にします。
54	土砂採取場等では、土砂採取後は森等に復元することを義務づける条例を制定する。	
55	環境保全に積極的に対処する以上、産業等の開発は、極力最小限に抑制することと、産業開発の際には同時にその場所の緑化を義務付ける制度を強化する必要がある。	
56	環境に配慮した県民の行動体系をつくり、市町村に実施させることが必要である。	

### (3) その他

通番	ご意見	考え方・修正内容等
57	まちの景観や特徴に由来する「地名」等にちなんだまちづくりを行うなどの「こころの余裕」が関係者にほしい。	景観形成を進める際には、見た目の美しさだけではなく、取り組む人の柔軟なものの考え方やゆとりも必要であると考えられるため、関係者は努力していくよう努めます。一方、電線類の地中化、都市部で違法駐車の問題、スペースの有効活用等の課題に関しては、関係する市町村、機関、団体等との調整と連携を図りながら、具体的な対策等を検討していく必要があると考えています。
58	電線類の地中化を進めてほしい。	
59	都市部での違法駐車を根絶して欲しい。	
60	スペースの有効活用を進めて欲しい。	

61	地域住民の意見や専門家の提言により計画を進めることが必要である。	景観形成を進めていく際には、地域住民や専門家によるアドバイス等、大勢の人の視点や意見を参考にしながら取り組むことが必要であると考えています。このため、「第3章-1.県民の役割として望むこと」では、連携・協働における地域活動の実施を基本とした各種の取組み内容を掲載しています。また、「第3章-3.県として果たす役割」では、景観アドバイザーとして学識者等の専門家を紹介することを位置づけています。
62	景観を楽しめる地区を設け、積極的に力を注いでいくことが必要である。	景観法の施行により、景観計画の策定によって積極的な景観形成が行える「景観計画区域」の設定が可能となりました。また、この他にも都市計画における地域地区の一つである「景観地区」の指定により、更なる積極的な景観形成を進めることができるようになりました。この他にも、従来の「地区計画」、「風致地区」、「建築協定」等の制度を用いて特定の地区における景観形成を進めていくことが可能です。こうした取組みは、地域住民の協力なしに進めることはできないため、必要と求めに応じて、関係する市町村との連携の中で取り組んでいくことが必要であると考えています。
63	自動車に乗ることなく、用がたせる、自転車で生活できるまちづくりを進めて欲しい。	景観の他に、まちづくりを考える上では大切な事柄だと思われます。今後、それぞれの地域で地域住民の安全、安心、快適な暮らしを支えるまちづくりを進めていく際、関係する市町村との連携を図りながら、具体的な対策等を検討していく必要があると考えます。
64	風力発電装置の威圧感を縮減するため、早朝運転を禁止して欲しい。	
65	景観形成を重要視するあまり、他の事業がないがしろにならないように、十分な方針検討の基に予算措置を行う必要がある。	予算措置等の財政問題は、景観形成を進めていく上で必要な視点であると考えます。具体的な景観整備を進めようとする際には、関係部署間等で調整・検討していくものとします。
66	景観形成業務の所管は、建設部より環境部とする必要がある。	主に景観整備に関わる業務を多く持つ部署が建設部であるため、景観形成業務の所管は建設部となっています。しかし、現在及び今後において、景観形成を進めていく際、環境に関する視点は重要なことであるため、環境部とは密な連携を図りながら進めていきます。